

令和5年度前橋市仕事・子育て両立支援奨励金交付要項

令和5年4月21日から適用

| |
|---|
| 取扱担当課 前橋市役所産業政策課（6階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp |
|---|

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|------|---|
| 交付目的 | 労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業者に対して奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与することを目的とします。 |
| 内容 | 補助事業者 市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。）等で、次のいずれかに該当し、かつ、市税に滞納がないものとしします。 1 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第3項の規定による両立支援等助成金（出生時両立支援コース（第1種））（以下「助成金①」といいます。）の支給決定通知を受けた者 2 雇用保険法施行規則第116条第6項の規定による両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援））（以下「助成金②」といいます。）の支給決定通知を受けた者 |
| | 対象労働者 雇用保険法施行規則に規定する労働者のうち、市内事業所に勤務する労働者を対象とします。ただし、助成金の支給が決定された者で、決定後も継続して雇用されることを条件とします。 |
| | 交付金額 支給対象労働者1人につき5万円 |
| | 交付条件 1 補助事業者は、雇用に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、雇用に係る書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。 |

| | | |
|---------------------|------------------------------|--|
| 交付申請の 方法、時期 等 | 交付申請の 方法、時期 等 | <p>助成金の支給が決定されてから2か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成金①又は助成金②の支給申請書の写し (2) 助成金①又は助成金②の支給決定通知書の写し (3) 就業場所が確認可能な書類の写し（(1)から(2)までで確認不可能な場合に限ります。） <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> |
| | 交付決定の 時期等 | 申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。 |
| | 請求の 方法、支払 時期等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 奨励金交付請求書により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。 |
| | 交付決定の 取消し又は 奨励金の返 還 | <ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を返還しなければなりません。 |
| 様 式 | 申請書等の 様式 | <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号） 3 奨励金交付請求書（様式第3号） |

(宛先) 前橋市長

申請者 所在地
事業所名
代表者

交 付 申 請 書 兼 実 績 報 告 書

令和 5 年度前橋市仕事・子育て両立支援奨励金の交付を受けたいので、誓約・同意事項に誓約・同意の上、雇用実績を報告し、下記のとおり申請します。

記

1 奨励金交付申請額 円

2 誓約・同意事項

- (1) 要項記載事項を承諾、遵守し、交付申請を行います。
- (2) 市税の収納状況、事業所税納付額及び納付履歴等法人（個人）情報について前橋市産業経済部産業政策課職員が閲覧、収集することに同意します。

3 添付書類

- (1) 両立支援等助成金における出生時両立支援コース（第 1 種）又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の支給申請書の写し
- (2) 両立支援等助成金における出生時両立支援コース（第 1 種）又は育児休業等支援コース（業務代替支援）の支給決定通知書の写し
- (3) 就業場所が確認可能な書類の写し（（1）から（2）までで確認不可能な場合に限ります。）

| | | | |
|------|--------|---|---|
| ・責任者 | (電話番号) | — | — |
| ・担当者 | (電話番号) | — | — |

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

様式第 2 号

交 付 決 定 通 知 書 兼 交 付 確 定 通 知 書

前橋市指令（産）第 号

所在地

事業所名

代表者

様

令和 年 月 日付けで提出された令和 5 年度前橋市仕事・子育て両立支援奨励金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので、通知します。

令和 年 月 日

前橋市長

印

記

1 奨励金交付決定額兼交付確定額 円

2 交付条件

- (1) 補助事業者は、雇用に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) 補助事業者は、雇用に係る書類、帳簿等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 補助事業者は、この補助金を交付申請した内容及びこの交付決定による交付条件のほか、前橋市補助金等交付規則（平成 1 0 年前橋市規則第 3 4 号）及び補助金交付要項を遵守し、事業を行わなければなりません。

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者 所在地
事業所名
代表者

奨励金交付請求書

令和5年度前橋市仕事・子育て両立支援奨励金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円

4 振込先金融機関名等

| | |
|------|---|
| 口座名 | カナ 漢字 |
| 口座番号 | 銀行・信用金庫 本 支店 信用組合・農協 1 普通No. 2 当座No. |

| | | | |
|--------|--------|---|---|
| ・発行責任者 | (電話番号) | — | — |
| ・担当者 | (電話番号) | — | — |

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。